

入札監理小委員会における審議の結果報告 住宅防音事業に係る事務手続補助等委託業務

住宅防音事業に係る事務手続補助等業務については、単年度契約分は平成 26 年 4 月から平成 27 年 3 月、複数年度契約分は平成 26 年 4 月から平成 29 年 3 月までの契約期間（平成 25 年度中に検討して得られた結論）により、民間競争入札を実施する旨、公共サービス改革基本方針（別表）に定められている。

これに基づき、当該民間競争入札の実施要項案を入札監理小委員会において審議を行ったので、その結果を以下のとおり報告する。

パブリックコメントへの対応について

2 者から 33 件の意見が寄せられた。

1. 個人情報の漏えい防止

【意見】

- (1) 平成 25 年度は、厚木飛行場周辺において受託者が個人情報を漏洩させた。現制度を続行させるのであればこのような事態は防止できないのではないか。
- (2) 個人情報を流出させた者が意図的に会社を解散し、代表者を変えて新会社を設立した場合、実質的にはこれまで同様入札に参加できる仕組みである。このようなことが許されてよいのか。

【対応】

- (1) 本実施要項制定日以降、個人情報の流出等を発生させ、その後、本業務の入札に参加する場合は、第三者機関からの個人情報保護に関する認証の取得を義務付けることとした。
(実施要項案 4 (4)ア(ウ))
- (2) 個人情報の漏洩等が認められた日から 1 年を経過するまでの間、個人情報の漏洩等を発生させた会社の役員が、他の会社の役員として所属する場合についても、本業務の入札に参加できないこととした。
(実施要項案 4 (4)ア(イ) 及び(ウ))

2. 一入札当たりの業務の対象となる世帯数

【意見】

一入札当たりの業務の対象となる世帯数が 100 戸と少ないため、契約件数が多くなることに伴い業務量が増大している。その結果、現場調査や実績報告の徴収が大幅に遅れ、その為着手の遅れや支払いの遅れが発生し、補助事業者や

関係業者に多大なる迷惑をかけている。

例えば、一入札当たりの業務の対象となる世帯数を、全契約件数の20%を100戸、30%を500戸、50%を1000戸とし、入札の迅速化と能力に応じた入札を行うべきではないか。

【対応】

入札状況等を踏まえ、今後検討することとした。

3. その他

【意見】

- (1) 入札参加者が入札金額を算定する際の参考資料「積算指針」をより実態に適合するように、改正するための調査を継続するよう要望する。
- (2) 総価契約だと、処理件数の減による委託料の減額処理が、単価契約の如くなくなるのは理解できない。
- (3) 業務が年度内に円滑に実施されるよう計画されたい。

【対応】

- (1) 平成23年度に調査を外部委託し作成した「積算指針」について、平成25年度における業務の実施状況を踏まえ、再度の調査の実施について検討することとした。
- (2) 単価契約及び契約金額の精算方法等について検討することとした。
- (3) 国庫債務負担行為を活用する等、業務を円滑に実施できるよう努力することとした。(実施要項案3)

以 上